

警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第148号)

配信日 平成30年10月2日

電力自由化

<相談事例>

自宅に、電力会社と名乗り電話があった。「電気使用量のお知らせ
を見てください。」と言われ、内容を聞かれ答えた。「政府の勧めで、
変更すれば今より5%安くなる。初回は3,800円かかるが、その
後は安くなる。サービスとして5,000円の商品券を贈る。」と言わ
れた。現在契約中の大手電力会社のプラン変更だと思い承諾したとこ
ろ、「契約書を送ります。」と言われ、最後に連絡先として業者名とフ
リーダイヤルの番号を案内され、不審になった。大丈夫だろうか。

《消費者センターからのアドバイス》

●2016年4月1日以降は、電気の小売業への参入
が全面自由化され、消費者が、電力会社や料金メニ
ューを自由に選択できるようになりました。今回の事例は
その電力小売り自由化に伴う相談でした。



●「変更すれば安くなる」と言われても、実際に安くなるかどうかは自
分で計算しましょう。また、その会社の倒産するリスクなどを検討しま
しょう。

●すでに契約中の電力会社のプラン変更と勘違いさせるような勧誘を
している業者も少なくはありませんので、注意してください。

●契約をしてしまっても、契約書面が届いた日から8日以内であればク
ーリング・オフができます。悩まず、すぐに消費者センターに相談して
ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)